

第2次筑北村総合計画

自然に恵まれた「安心」と「活力」のあふれるむら

外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして

平成29年3月

筑 北 村



『自然に恵まれた「安心」と「活力」のあ ふれるむら』の実現に向けて

筑北村長 関 川 芳 男

筑北村は、少子高齢化が進行する中で、人口減少に歯止めを係ることが喫緊の課題となっています。平成29年2月末の人口は4,775人と合併以後、毎年約100人の人口が減少している状況です。

第2次総合計画ではこの現状に対して、平成27年10月に策定しました「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を前期基本計画重点プロジェクトに位置付けました。その基本理念であります《子育て・教育環境抜群！自給自足ができるちょっどいい村》は、人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた施策の具体化を進める指針であり、「子育て・教育環境が充実している村づくり」「健康長寿で生き生きと暮らせる村づくり」「はぜかけ米の風景が残るおいしい農産物のとれる村づくり」「美しい山々に囲まれ自然エネルギーが循環する村づくり」「移住・交流が盛んな村づくり」の5つの基本目標により施策に取り組んでいるところです。

近年の状況としましては、私立高校の開校や地方回帰による移住者の増加、ふるさと納税による筑北村の知名度の向上などこれまでになかった新しい動きも見られます。基本計画の7つの施策の大綱を主役の村民と行政との協働で推進していく中で、基本構想であります『自然に恵まれた「安心」と「活力」のあふれるむら―外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして―』の実現に向け取り組んでいく所存です。

この計画の策定には、職員集落担当制によりいただきました住民の方の声のほか、行政懇談会、パブリックコメント、総合計画審議会さらに村議会におきましても貴重なご意見、ご提案を頂戴しました。改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

平成29年3月

目 次

第1部 基本構想

第1章 総合計画の策定にあたって	1
第1節 総合計画づくりの背景	1
第2節 基本的な考え方	1
第3節 構成と計画期間	1
第2章 計画の基礎	3
第1節 人口ビジョン	3
第2節 財政の状況と今後の推計	5
第3章 むらづくりの将来像	8
第1節 基本理念	8
第2節 むらづくりの基本目標	8
第3節 総合計画の施策の大綱	9

第2部 前期基本計画

■ 前期基本計画重点プロジェクト	10
■ 前期基本計画	
第1章 健康・福祉の充実	12
第1節 健康づくりの促進	12
第2節 高齢者、障がい者、生活困窮者等への福祉の充実	13
第3節 出産・育児への支援	14
第4節 みんなで助け合う福祉	15
第2章 生活環境の向上	16
第1節 公共交通の整備	16
第2節 道路・橋りょうの整備	16
第3節 上下水道の整備	17
第4節 住環境の整備	18
第5節 人口増加対策	19
第6節 防災・防犯・交通安全対策	20
第7節 消費生活の安全	21
第3章 自然環境の保護	23
第1節 森林整備	23
第2節 地域資源の活用	23

第3節 ごみ処理対策.....	24
第4節 公害防止対策.....	25
第4章 産業の振興.....	26
第1節 農林業の振興.....	26
第2節 商工業の振興.....	27
第3節 観光振興.....	28
第4節 起業支援.....	29
第5章 教育・文化の充実.....	30
第1節 子ども支援の充実.....	30
第2節 保育環境・幼児教育の充実.....	30
第3節 学校環境・学校教育の充実.....	31
第4節 歴史・文化の継承.....	32
第5節 人権尊重社会の推進.....	33
第6節 生涯学習の推進.....	33
第7節 スポーツ活動の推進.....	34
第6章 住民参加・交流促進.....	36
第1節 住民と行政の協働による取り組み.....	36
第2節 集落環境.....	36
第3節 交流促進.....	37
第7章 行財政運営.....	38
第1節 行政運営.....	38
第2節 情報発信.....	39
第3節 財政運営.....	39
参考資料.....	41
(別紙1)前期基本計画期間の財政シミュレーションについて.....	41
(資料1)～(資料6).....	44

第1部 基本構想

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 総合計画づくりの背景

平成17年10月に3村合併により筑北村が誕生し、11年が経過しました。この間村では平成19年度から平成28年度を目標年度に第1次筑北村総合計画において「自然に恵まれた“安心”と“活力”のあふれるむら 外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして」を主題に掲げ、村づくりを進めてきました。

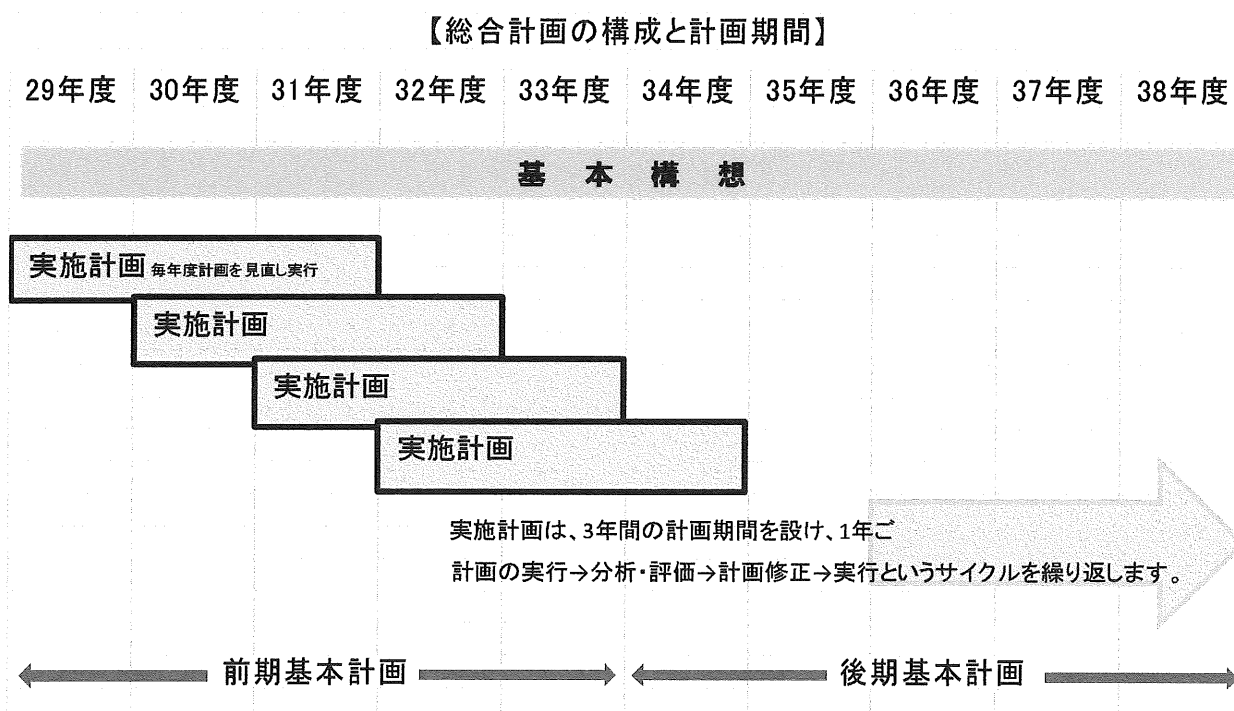
前回の総合計画から10年が経過する現在、筑北村を取り巻く状況は、少子化・高齢化の急速な進行や持続可能な行財政基盤確立の必要性など大きく変化しています。これらの状況の変化に対応するためには、現状を踏まえた上での実効性のある計画作りが必要となっています。

第2節 基本的な考え方

基本構想は、総合計画の基本方針を示すものです。第1次総合計画の基本構想の方向性は、今後のむらづくりの取り組みにおいて引き続き有効と考えられるため、これに現在の財政状況等の修正を加えたものを第2次総合計画の基本構想とします。

第3節 構成と計画期間

第2次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成され、筑北村が目指すむらづくりの基本となります。期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、前期基本計画を平成29年度から平成33年度、後期基本計画を平成34年度から平成38年度とします。



(1) 基本構想

村の総合的かつ計画的な行政運営のための指針であり、施策の大綱を示しています。

○ 計画期間 平成29年度(2016年度)から平成38年度(2025年度)まで

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示された施策の大綱に基づき、村政上の課題毎に現状と課題を提示し、実施すべき主要な施策の方向性を提示します。

- 計画期間 前期基本計画・・・平成29年度(2016年度)から平成33年度(2020年度)まで
後期基本計画・・・平成34年度(2021年度)から平成38年度(2025年度)まで

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した課題毎の施策の方向性に基づき、財政状況を考慮しながら年度別に事業を計画し、提示したものです。この計画の期間は3ヵ年とし、各年度の進捗状況、財政状況等を勘案しながら毎年度計画を見直すローリング方式により改定するものとし、別冊とします。

第2章 計画の基礎

第1節 人口ビジョン

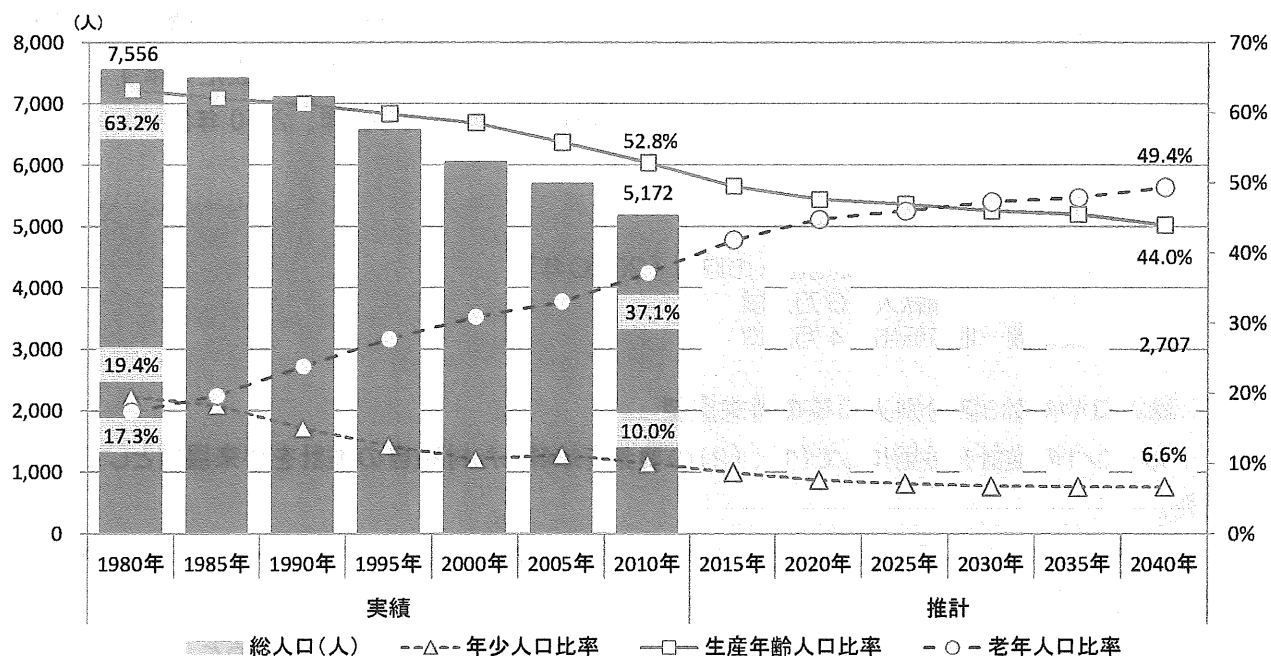
平成 28 年 12 月末の住民基本台帳人口は 4,790 人、平成 27 年度に実施しました国勢調査人口は 4,730 人となっています。平成 27 年 10 月に策定した人口ビジョンでは、次のようにされています。

筑北村人口ビジョン(平成 27 年 10 月 29 日) (抜粋)

◎ 総人口の推移

1980 年以降の筑北村の総人口をみると、1980 年の 7,556 人から漸減し、2010 年には 5,172 人まで減少しています。その間、年齢 3 区分別にみると、年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15～64 歳)が減少する一方、老年人口(65 歳以上)は増加し、1985 年に年少人口を上回り、2010 年には高齢化率(老年人口の比率)が 35%を超えています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の将来推計によれば、当村の総人口は、今後も大きく減少し、2040 年には 2,000 人台まで落ち込み、少子高齢化もより一層進行して、年少人口比率が 10%を切るとともに、老年人口は 2030 年に生産年齢人口を上回り、高齢化率が 50%に迫るものと予測されています。



※国勢調査、社人研による推計値
図1 総人口及び年齢 3 区分別人口比率の推移 (1980年～2014年)

◎人口の将来展望

(1) 将来展望の期間

将来展望の期間は、2010 年(平成 22 年)を基準として 2040 年(平成 52 年)までの期間とします。

(2) 目標指標の設定

① 希望出生率などに基づく出生率

子どもを産み育てやすい環境の維持・創出により、出生率を段階的に引き上げ、25 年後の 2040 年までに国の目標水準に達することを目標にして、下表のように設定します。

表 4 村独自の推計における出生率の設定

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
目標値	出生数(人)	24	21	21	21	21	21
	出生率	1.44	1.50	1.55	1.60	1.70	1.80
パターン1	出生率	1.17	1.14	1.12	1.12	1.12	1.12
目標値とパターン1の値の差		0.27	0.36	0.43	0.48	0.58	0.68

＜補足＞2040 年以後も出生率は 1.80 で維持

＜参考＞出生率に関する参考指標

○合計特殊出生率（2014 年）

・全 国：1.42（9 年ぶりに低下、過去最低は 2005 年の 1.26）

・長野県：1.54（全国で 15 番目に高い）

○国目標（2025 年の希望出生率）：1.8 程度

② 移住希望などに基づく移動量(5 年単位)

将来の方向性に示した 10 年、20 年の後に 30 歳になっている人たちを増やすには、幼児、小学生、中学生、高校生のいる世帯など、常に若い世代がバランスよく増えていく必要があります。

一方で村外への転出の継続も念頭に入れると、農村型の生活で出産・子育て望む若い世代の移住も必要です。また近年ニーズの高まりのみられる熟年層の移住も考慮します。

以上の観点にたち、これまでの実績を参考にしながら、年齢階層ごとに 5 か年における転入増または転出減により純移動量の上積み目標値（目安）を右表のとおり設定します。

これにより、1 年あたりの人口の社会増は、2040 年時点で+5 人/年、2060 年に+11 人/年になると推計されます。

＜参考＞移動量に関する参考指標

○国目標：地方・東京圏の転出入の均衡（2020 年）

・地方→東京圏転入：6 万人減

・東京圏→地方転出：4 万人増

(3) 総人口や年齢3区分別人口等の将来展望

パターン1の推計を基盤にして(1)、(2)の要素を加味した村独自の推計を将来展望として検討しました。

独自推計では、総人口は漸減するもののパターン1の推計よりも緩やかでかつ、将来的に年少人口が増加する流れを生み出すことに重点がおかれます。

年齢3区分別の人口比率についてパターン1と村独自の推計値を比較してみると、パターン1では年少人口と生産年齢人口の各比率が連続して減少するのに対し、村独自の推計では、年少人口を 2010 年の 7 割程度のレベルが長期にわたり持続され、年少人口 10%前後を保持、高齢化率が一時的に増加しても 2040 年には減少傾向になります。

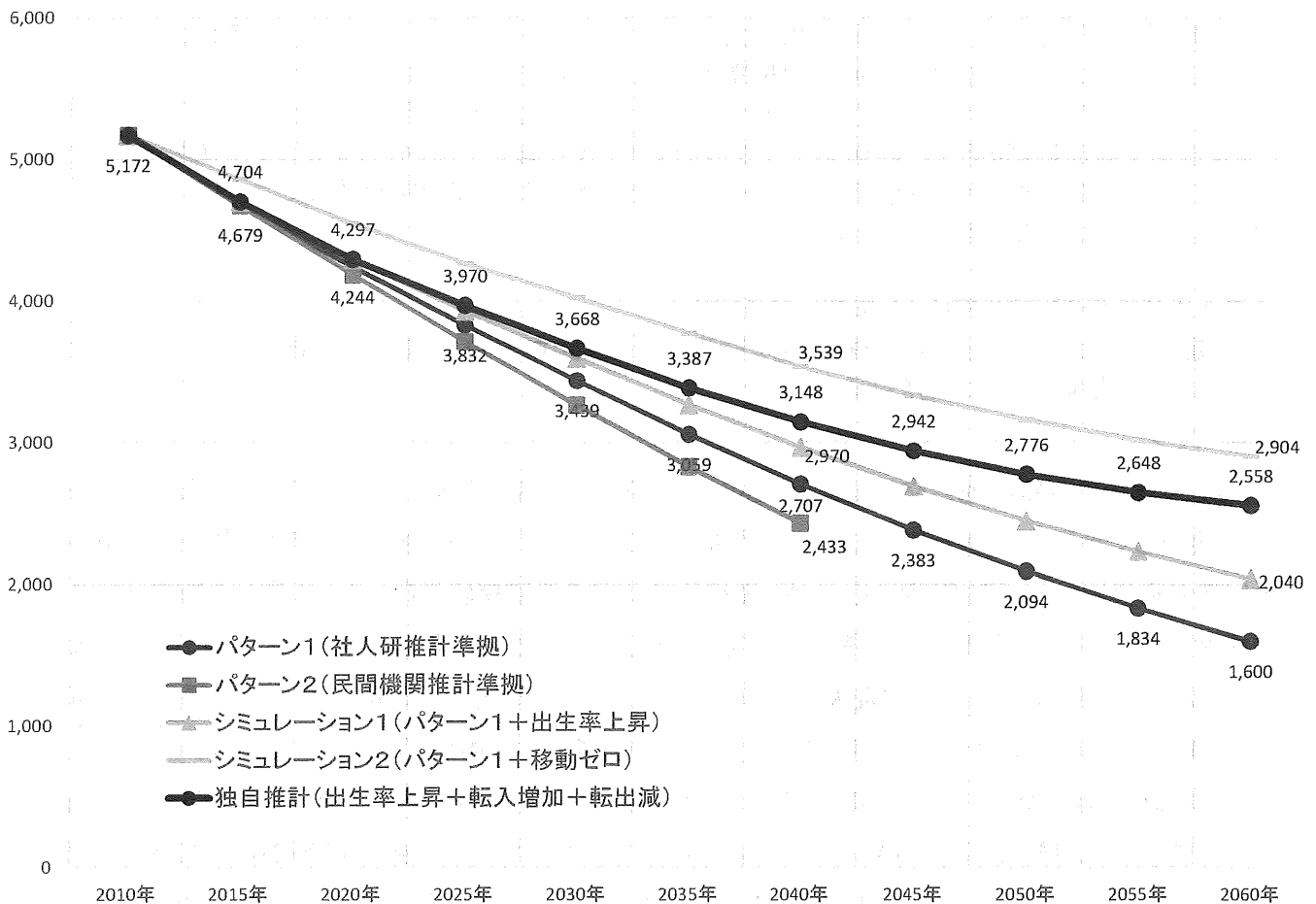


図25 村独自推計の年次別人口推計の結果（既往の推計資料との比較を含む）

第2節 財政の状況と今後の推計

総合計画は、少子化・高齢化の急速な進行や急激な人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、実効性のある計画とする必要があります。

そのため、計画策定に合わせて、平成28年度から平成38年度の財政推計（財政シミュレーション）を策定しました。このシミュレーションは、合併後10年間の財政状況の分析を行うことにより、財政構造の特徴や課題を明らかにするとともに、限られた財源を有効に活用することにより、持続可能な行財政運営の確立を目指すものです。なお、この推計は、今後の制度改正及び地方財政計画等を踏まえ、必要に応じ更新していきます。

(1) 第1次総合計画期間（平成19年度～28年度）

～歳入も多かったが、歳出では義務的経費も多く、投資にも積極的だった10年～

第1次総合計画期間の10年は、旧村の債務の償還が財政に重くのしかかっていました。しかし、この間は、合併算定により普通交付税の交付額が多く、度重なる国の経済対策のための交付金もあって比較的歳入が多い状態で推移しました。これにより地方債の繰上償還や基金積立等を実施した結果、実質公債費比率や将来負担比率の数字を大幅に改善することができました。

◇実質公債費比率 ピーク時 23.3% (H19) ⇒ 8.0% (H26)

※公債費やそれに準じる経費の額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

◇将来負担比率 ピーク時 130.4% (H19) ⇒ H23年度より算定値なし

※地方債など現在抱えている負債の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したものの。現在のところ負債に対して充当できる基金の積立額が多いため、「算定値なし」となっている。

歳出においては、公債費、人件費などの義務的経費が多かった半面、合併直後からまちづくり交付金による高速情報通信網の整備、移動系防災無線の更新、道整備交付金（のち社会資本整備総合交付金）による道路の整備、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による水路等の改修など大型の補助事業を実施し、インフラの整備を進めました。

2) 第2次総合計画期間（平成29年度～38年度）

～「知恵」と「工夫」を出し合って、持続可能な財政基盤を確立する10年（投資と抑制のバランスをとりつつ、全体として財政のスリム化を図る10年）～

<歳入>

歳入全体の約5割は地方交付税によるもので、この傾向は今後も大きく変わることはありません。ただし、合併してから平成27年度までの10年間は普通交付税に関する合併算定替え（合併した自治体への財政支援措置）による特例期間でしたが、その後5年間の激変緩和措置による段階的な縮減を経て、平成33年度からは一本算定（合併後の村が本来もらうことのできる交付税の額）に切り替わります。また、平成27年度に実施された国勢調査人口（前回調査より442人減少）が、平成28年度の普通交付税算定から用いられます。これらはいずれも交付税の減要素であり、本村の財政状況に大きな影響を及ぼします。具体的には平成28年度からは約1億円ずつの減少が見込まれ、特に平成31年度からは、財政的に非常に厳しい局面に入っていくことが予想されます。第2次総合計画最終年度の平成38年度普通会計の歳入総額は、基金繰入金を除き約32億4千万円と見込んでいます。これは平成27年度の約65%の規模に相当します。

<歳出>

道路改良事業、特定地区公園整備事業など、平成28年度から平成30年度にかけて事業が集中しているため、財源としての地方債の発行が多くなります。一般的に地方債の発行は、事業を実施する上での単年度の財源確保の意味合いと、世代間の負担の公平性を図る意味との両面があります。実質公債費比率は、最も高い時で平成35年度の13.4%と試算し、財政健全化の黄色信号である18%を超えることはないと思込んでいます。

また、合併以後に整備してきた高速情報通信網などの設備、システム等の更新も多くなってくることが見込まれるとともに昭和の終わりから平成の初めに造られた公共施設なども30年以上が経過することとなり、経年劣化による維持管理経費の伸びも懸念されます。例えば道路などの維持管理費のように人口の減少や歳入の減少にかかわらず圧縮できない経費もあり悩ましいところです。また、村の今後に生きてくる、活かしていく事業については、財政難であっても投資をしていくこともあります。

平成31年度以降は、普通建設事業費を2億5,000万円として推計しています。財源不足を補うため、事務事業の見直しに加え、これまで積み立てた基金を毎年取り崩す予定で、平成38年度の基金残高は19億円弱と平成27年度末残高の約75%まで減少する見込みです。

このような状況を踏まえ、定員管理適正化計画に基づく職員数とそれに伴う人件費の抑制のほか、平成28年度は、特に賃金や事務的経費などの物件費の削減と各種補助金の見直しに着手しています。平成29年度からは少なくとも1,000万円を削減していく予定です。ただし、これだけでは到底歳入の減少を補ったり、減少に見合うだけの歳出の圧縮をすることはできません。このため住民の方に財政状況をご理

解いただく中で、施設の解体撤去も含めた公共施設の統廃合やサービスの縮小も含めた事務事業の見直しを図り、住民のみなさんにも必要に応じて応分の負担をいただくなど、お互いに「知恵」と「工夫」を出し合って、持続可能な行財政基盤の確立に向けた総合計画を策定し、実行していく必要があります。

参照：(別紙1)前期基本計画期間の財政シミュレーションについて(41 頁)

第3章 むらづくりの将来像

第1節 基本理念

自然に恵まれた「安心」と「活力」のあふれるむら

—外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして—

むらづくりの主要課題を踏まえると、村の将来イメージは、主として「自然環境保全」「保健・福祉」「産業振興」の3つのテーマに集約されます。これらから、むらづくりの将来像を次のように設定します。

- 「自然環境保全」 ➡ 恵まれた自然
- 「保健・福祉」 ➡ 安心
- 「産業振興」 ➡ 活力

これらのむらづくりには、地域が一体となるとともに、広く外との交流が必要であるため、将来像の副題を次のように設定します。

「外に開かれ、中で支えあう、住みよい村づくりをめざして」

第2節 むらづくりの基本目標

村の将来像の実現に向けて、今後の施策を展開していくに当たっては、以下の3つをむらづくりの視点（目標）として進めます。

① 豊かな自然とあたたかい心がふれあうむら

- ・ 先人が残した美しい自然を守り、次世代につなげる自然保護の地域づくりを行います。
- ・ 文化、歴史等を保全・継承し、心のふれあいを大切にし、人が安らぎ、癒される地域づくりを行います。
- ・ 恵まれた自然、文化、歴史を土壌として育まれる豊かな感性を伸ばし、子どもたちの成長をあたたかく見守る地域づくりを行います。
- ・ 子育て・教育環境の充実、医療・福祉環境の充実を進め、若者から高齢者まであらゆる年齢層の人が健康で安心して暮らせる地域づくりを行います。

② にぎわいと活力にあふれるむら

- ・ 地域資源をいかし創意性のある地場産業の振興を図り、活力のある地域づくりを行います。
- ・ 恵まれた自然環境との調和を図りつつ、交通の利便性をいかした産業基盤の充実を進め、若年層が定住する活力ある地域づくりを行います。
- ・ 交通網の整備による生活利便性の向上に努め、商工業の活性化を図り、魅力とにぎわいのある地域づくりを行います。

③ 住民が主役となってみんなで支え活動するむら

- ・ 住民と行政が協働により企画運営できる地域づくりを行います。
- ・ 情報を公開し、住民の意見を取り入れ、効率的な行政体制による地域づくりを行います。
- ・ 長期的な財政計画をたて、ハード事業を控え、ソフト事業に重点を置き、人や組織の活動を支援する地域づくりを行います。
- ・ 地域内の連携を図るとともに、周辺市町村及び広域圏との交流を促進し、住民が自信と誇りを持って生活できる新しい地域づくりを行います。

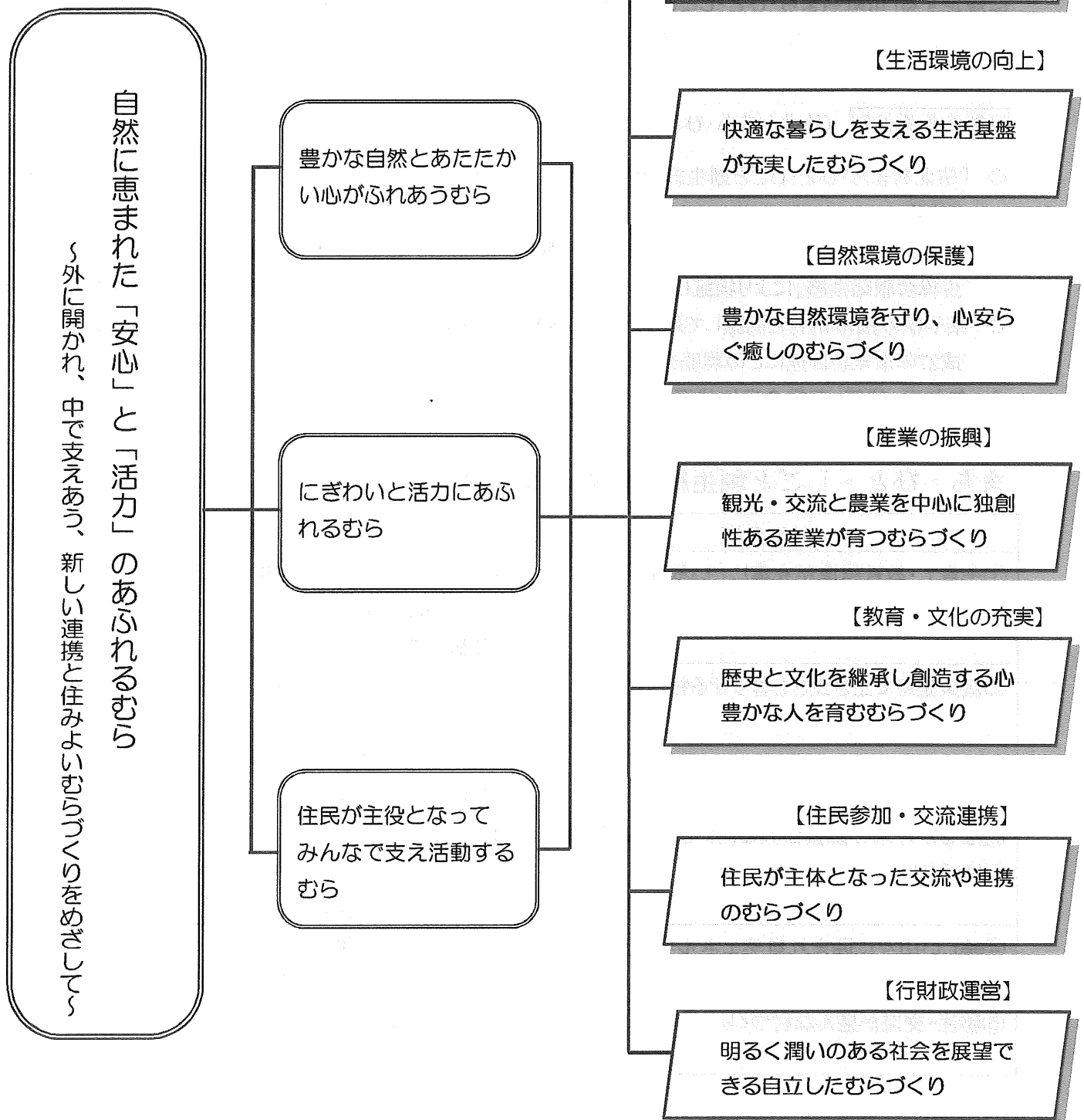
第3節 総合計画の施策の大綱

むらづくりの将来像及び基本目標を踏まえ、筑北村が取り組んで行く施策の大綱として、以下の7項目を設定します。

＜むらづくりの将来像＞

＜基本目標＞

＜施策の大綱＞



第2部 前期基本計画

■ 前期基本計画重点プロジェクト

「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」

基本理念 《子育て・教育環境抜群！自給自足ができるちょうどいい村》

前期基本計画（平成29年度～平成33年度）では、平成27年10月に策定（平成28年3月改訂）した「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（対象期間平成27年度～平成31年度）に掲げた5つの基本目標を重点プロジェクトと位置付けます。総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づくものであり、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた施策の具体化を進める指針となるものです。

戦略の推進体制（筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略 抜粋）

- ◇ 「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を中心に、関係者の協力のも得ながら、村全体で推進します。
- ◇ 設定した重要業績評価指数（KPI）をもとに、実施した施策・事業の効果を「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」により検証し、それを踏まえて改善していく仕組み（PDCAサイクル）を確立します。
- ◇ 県や松本圏域市村と協議して取り組んでいく松本地域における広域的施策等を反映させるため、平成27年度末を目途にこの戦略を改定します。
- ◇ 毎年度、施策・事業の進捗状況等を検証し、KPIの修正も含めて戦略を見直していきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標

基本目標	取り組み
①子育て・教育環境が充実している村づくり	1子育て環境に関する支援 2経済的な支援 3住居の支援
②健康長寿で生き生きと暮らせる村づくり	1スポーツによる健康づくり 2薬草による健康づくり 3公共交通の利便性向上 4福祉体制の整備
③はぜかけ米の風景が残るおいしい農産物のとれる村づくり	1耕作地の維持 2「おいしい米がとれる村」「おいしい農産物がとれるむら」としての発信
④美しい山々に囲まれ自然エネルギーが循環する村づくり	1林業の生業化推進 2きれいに整備された景観づくり
⑤移住・交流が盛んな村づくり	1独自の文化に根差した村づくり 2村の魅力発信

	3移住促進 4スポーツを核とした交流 5交通の利便性向上
--	------------------------------------

■ 前期基本計画

第1章 【健康・福祉の充実】

— 地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり —

第1節 健康づくりの促進

1 現状と課題

生活様式の変化などに伴い、生活習慣病にかかる人が増えています。また、社会情勢の急激な変化や価値観の多様化などにより、心の健康を害する人も増えてきています。住民一人ひとりが自らの健康を自ら作る意識を高めるため、生活習慣を見直し、健康づくりに取り組む体制づくりが必要です。

特定健康診査・保健指導、各種がん検診、健康教室、相談体制など予防施策を強化していく必要があります。

2 施策

(1)健康診査・相談体制の充実

- ① 特定健康診査における受診率の向上及び生活習慣病、特に糖尿病などの重症化予防対策事業の充実を図ります。
- ② がん検診の受診率向上や人間ドックの受診啓発を行い、がんの早期発見・早期治療に努めます。
- ③ 一人ひとりにあった生活改善のため、相談や支援体制の充実を図ります。

(2)健康づくりに対する意識の高揚

- ① 「健康は自分でづくり、自分で守る」という意識啓発を進めます。
- ② 健康づくり推進員をはじめとする地区組織の育成と自主的な健康づくり活動を支援します。

(3)健康のための運動の普及

- ① 各種健康教室を開催します。
- ② 筑北スポーツクラブ等との連携を図ります。

(4)健康のための食生活の推進

- ① ライフステージに応じた食育の推進に努めます。

(5)こころの健康づくり

- ① 精神保健相談事業などの充実を目指します。

(6)国民健康保険診療所との連携強化

- ① 住民ニーズに合わせた保健指導を行えるよう、診療や検査体制等の充実に努めます。
- ② 糖尿病対策に向けた教室の開催等を行うなど、診療所との連携強化を図ります。

(7)国民健康保険の安定した運営

- ① 国保税の収納率の向上に努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
特定健診受診率	58.0%	63.0%
糖尿病コントロール不良者割合	29.5%	25.0%
がん検診受診率	10.0%	15.0%
胃		
大腸	25.9%	30.0%
肺	25.6%	30.0%
子宮	7.6%	10.0%
乳房	19.3%	25.0%
特定健診で運動習慣のない者の割合	68.4%	65.0%
メタボリックシンドローム該当者	19.7%	17.0%
予備軍	11.6%	10.0%
精神保健相談回数	27件	30件
国民健康保険税収納率(現年課税分)	98.1%	99.0%
(滞納繰越分)	22.8%	28.0%

4 関連する計画等

- 筑北村保健事業実施計画(データヘルス計画)(H27年度～H29年度)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(H27年度～)
- 第二次特定健診・特定保健指導実施計画(H25年度～H29年度)
- 筑北村自殺対策計画(H30年度～H34年度)

第2節 高齢者、障がい者、生活困窮者等への福祉の充実

1 現状と課題

高齢化が進む中で、高齢者の健康増進や介護予防、生活の支援などのさらなる充実が求められています。また、高齢者がいきいきと生涯現役で活躍できる場所が必要です。

障がい者の高齢化や障害の重度化が進行しており、障がい者を地域で支えることや社会参加への道を開いていくための施設の整備などが求められています。

近年の社会環境を背景に生活に関する相談は増加傾向にあり、その内容は多岐にわたります。相談体制の充実と社会的・経済的自立が図れるよう支援していくことが必要です。

2 施 策

(1)介護予防の推進

- ① 寝たきりや認知症になる人を減らし、地域で健康で自立した生活を維持できるよう、介護予防事業、健康づくり事業の充実を図ります。

(2)高齢者の社会参加の支援

- ① 高齢者が社会を支える重要な一員として、その経験や能力を地域活動や社会貢献活動などに活かせる環境づくりや、ボランティア活動に参加できる情報提供に努めます。

(3)地域包括支援センター・障がい者自立支援センター等の相談機能の充実

- ① 高齢者や障がい者(児)が地域や家庭で、安心して生活できるよう、地域包括支援センターや障害者自立支援センター等の相談機能の充実を図り、サービスを利用しやすくします。
- ② 家族介護者支援のため、地域包括支援センターを中心に要介護者と介護を行う人への相談・支援体制を充実させます。
- ③ 障害者自立支援センターやグループホームを拠点として、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を支援します。

(4)認知症対策の推進

- ① 認知症に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。
- ② 地域での支援体制を構築するため、認知症サポーターの養成を推進します。

(5)生活困窮者への相談・対応窓口の周知

- ① 相談体制の周知に努め、各種制度の有効活用による生活の安定と自立を支援します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
ロコトレ教室参加者	75人	90人
障がい者グループホームの整備	1棟 ※28年度	2棟
障がい者施設から地域生活への移行者	—	2人
認知症サポーター	105人	300人

4 関連する計画等

- 筑北村障がい者計画(H24年度～H29年度)
- 筑北村障がい福祉計画(H27年度～H29年度)
- 筑北村第7次高齢者福祉計画(H27年度～H29年度)
- 筑北村第6期介護保険事業計画(H27年度～H29年度)

第3節 出産・育児への支援

1 現状と課題

少子化、核家族化により、妊娠、出産、育児を不安に感じる妊婦や母親が増加しています。負担の軽減

や子育てを地域で支える環境づくりが必要になっています。妊娠期から乳幼児への切れ目のない保健対策を推進する必要があります。

2 施 策

(1) 妊娠、出産、育児の一貫支援

- ① 妊婦自身が妊娠期の過ごし方を理解し、胎児を健やかに育てることができるよう、妊婦健診受診を勧奨します。

(2) 小児期からの生活習慣病予防対策の推進

- ① 乳幼児健診の受診率や各種予防接種の接種率の向上への勧奨や普及啓発の充実に努めます。
- ② 小児期からの生活習慣病予防対策を進めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
検診受診率	100.0%	100.0%
新生児・乳児訪問	100.0%	100.0%
予防接種接種率	85.0%	87.0%

第4節 みんなで助け合う福祉

1 現状と課題

民生児童委員や支えあいサロン相談支援事業による見守り体制が整備されていますが、一人暮らしなどの生活に不安を持っている人も少なくありません。見守り体制の充実とともに、地域に根差したご近所づきあいによる共助を進めていくことが求められています。

2 施 策

(1) 地域ボランティア活動の活性化と支え合いグループなどの育成

- ① 住民各自が行える支援や受けたい支援について、地域ボランティアへのコーディネートを進めることで、活動のひろがりを推進します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
ボランティア登録者	341人	400人

第2章 【生活環境の向上】

— 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり —

第1節 公共交通の整備

1 現状と課題

公共交通は、高齢者、子ども、車を持たない人など交通弱者の生活を支える大切なものですが、現在の村営路線バスの運行では、多様な要望に対応していくには限界があります。車両の更新も視野に入れつつ、これまでの検討結果をもとに新しいシステムの導入を具体化していく必要があります。

JR路線の運行本数や運行時間の拡充などについて、篠ノ井線沿線地域活性化協議会等を通じて要望してきていますが、実現は非常に厳しい状況にあります。

2 施策

(1) デマンド交通を含めた新交通体系の構築

- ① 交通弱者対策として、デマンドバス^{注1)}や民間タクシーの利用等を検討し、利便性の高い新しい公共交通体制を具体化していきます。

注1) 利用者の要望に応じて、自由にルートや時間を設定し運行するバスのこと

(2) JR路線運行充実への要望

- ① 通勤通学時間帯の増便、運行時間の拡充をJRに要望していきます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
村営公共交通利用者	21,094人 * 村営バス乗車人員	23,000人

第2節 道路・橋りょうの整備

1 現状と課題

大規模な道路改良は終了し、今後は計画的な維持管理が必要です。橋りょうは5年ごとの定期点検が義務付けられ、予防的な修繕等により長寿命化を図っていくことが求められています。

2 施策

(1) 幹線・生活道路網の計画的な修繕

- ① 道路ストック事業の調査結果に基づく計画的な維持管理を行います。

(2) 橋りょう長寿命化修繕計画による整備

- ① 橋りょう長寿命化修繕計画による計画的な維持管理を行います。

(3) スマートインターチェンジの設置に関する調査研究

- ① 設置実現に向け、関係機関との連携・協議を行い調査研究を進めます。

(4) 国・県道の整備促進

- ① 近隣市町村と連携し、国道、県道の整備促進を国、県等関係機関に働きかけます。

3 目標値

項目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
村道改良率	42.2%	44.0%
村道舗装率	65.9%	67.0%
橋りょう修繕進捗率	6.0%	42.0%
橋りょう点検進捗率	27.9%	100.0%
スマートインターチェンジ	調査・研究	本線連結

4 関連する計画等

- 橋りょう長寿命化修繕計画(H25年度～H30年度)
- スマートインターチェンジ整備構想

第3節 上下水道の整備

1 現状と課題

人口の減少や企業の撤退などにより、水道水の需要は年々減少傾向にあります。一方で、施設の老朽化に伴う多額の施設更新費用の発生が今後予想され、経営戦略による効率的な運営が求められています。

同様に、排水処理施設も老朽化による維持管理経費に要する負担が大きくなっています。環境保全のためにも供用率を高めていく必要があります。

2 施策

(1) 安定した供給のための維持管理体制の強化

- ① 簡水施設の老朽化対策や坂井真田地区の本管更新等を検討し、漏水を減らし有収率の向上に努めます。

(2) 経営戦略による施設更新の計画の作成

- ① 整備した固定資産台帳を基に、施設の維持・更新についての計画を作成します。
- ② 施設の維持管理コストを軽減するため、集落排水施設の統合などについて検討をします。
- ③ 生活環境の保全のため、下水道^{注1)}へのつなぎ込みについての啓発を継続します。

④ 近隣市町村との災害協定などの連携を検討します。

注1) 農業集落排水施設、林業集落排水施設、合併浄化槽施設を一括して下水道と表現しています。

(3) 定期的な使用料の見直しによる経営の安定

① 使用料金の見直しを定期的に行い経営の安定に努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
簡易水道有収率	71.3%	75.0%
下水道普及率	90.3%	93.0%

4 関連する計画等

- 簡易水道事業経営戦略(H28年度～H37年度)
- 集落排水事業経営戦略(H28年度～H37年度)
- 合併浄化槽事業経営戦略(H28年度～H37年度)
- 簡易水道施設整備計画

第4節 住環境の整備

1 現状と課題

人口減少に対応するためには、長く住み続けることのできる住環境の整備が必要です。公営住宅の計画的な整備のほか、年々増加している空き部屋対策も必要となっています。

高速情報通信網は、導入当時は村が高速通信網を整備する画期的な事業でしたが、技術革新が進むにつれ、現在は多様な住民要望に対応できないこともあり、通信速度が遅いなどの理由により起業活動などの支障となっている場合もあります。今後、施設更新に多大な費用が予測されるため、早急な検討が求められています。

人口減少などにより増加する空き家は、倒壊の危険や、公衆衛生の悪化などの多岐にわたる問題を生じさせています。適切な管理が行われていない空き家への対応が求められています。

2 施策

(1) 公営住宅等長寿命化計画による整備の促進

- ① 公営住宅等長寿命化計画により計画的な整備を行うとともに、積極的に情報提供を行い、空き部屋の解消に努めます。

(2) 協働による環境整備

- ① 住民主体による道路や河川の整備活動を支援します。

(3) 高速情報通信網のあり方の検討

- ① 今後多額の更新費用が予測される高速情報通信網のあり方についての検討を進めます。

(4) 買い物弱者への対応

- ① 商工会で行う移動販売車買い物支援事業への財政支援を継続します。

(5) 増加する空き家への対応

- ① 空き家等対策計画に基づき、管理不全な空き家への対応と増加の抑制を図ります。
② 空き家等解体事業補助金制度により、空き家等の除却を支援します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
公営住宅リフォーム	—	12戸
住民による道路愛護活動	61,135m	70,000m
河川愛護活動参加者	689人	800人
空き家等解体事業補助制度利用者	6人	8人

4 関連する計画等

- 公営住宅等長寿命化計画(H28年度～H37年度)
- 空き家等対策計画(H27年度～H31年度)

第5節 人口増加対策

1 現状と課題

毎年約100人の人口減少が続き、平成27年度国勢調査人口は4,730人となっています。筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略に併せて作成した人口ビジョンでは、将来展望を15歳未満の年少人口10%前後を保持することにより、2040年の人口を3,148人とすることを目標にしています。

2 施 策

(1) 空き家バンクの充実

- ① 活用できる空き家所有者への働きかけにより、空き家バンクへの登録物件を増やしていきます。
② 筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業と連携し、空き家を活用した移住者の増加を目指します。

(2) 滞在型移住体験施設の検討

- ① 空き家の活用などによる滞在型移住体験施設や農村体験施設の整備について検討します。

(3) Uターン・孫ターンの推進

- ② 人口減少について住民全体で問題意識を共有し、Uターン・孫ターン^{注1)}の推進を図ります。

注1) 都市から両親いずれかの地方の出身地に、親世代を1世代飛ばして、移住する孫たちの動き

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
筑北村人口ビジョン将来展望数値	4,730人 * 国勢調査人口	4,297人 * H32年度
空き家バンク年間登録物件数	6件	10件
空き家活用事業(不用家財処分) 利用者	7人	10人
空き家改修事業補助制度利用者	1人	5人

4 関連する計画等

- 筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27年度～H31年度)
- 筑北村人口ビジョン(H27年10月)

第6節 防災・防犯・交通安全対策

1 現状と課題

近年の急激な気象変動や多発する大規模地震などにより、いつ災害が発生するか予測が付きません。ほとんどの区で立ち上がった自主防災組織を活用し、防災訓練等を通じて防災意識を高めるとともに、自助・共助・公助の役割を明確にしていくことが求められています。

交通安全対策をはじめとする地域の安全対策は、自分たちの村は自分たちで守るという意識が必要で、住民同士の声かけや視線が交通安全や犯罪を防ぐ環境づくりにつながります。

2 施 策

(1)自主防災組織の充実のための支援

- ① 住民が支えあう地域づくりを進めるため、自主防災組織の活動や人材育成を支援します。

(2)特定地区公園等の整備と防災体制の充実

- ① 防災情報システムなどを最大限に活用し、災害に強いむらづくりを進めます。
- ② 災害時における特定地区公園の役割や活用方法をマニュアル化し、特定地区公園を会場とした防災訓練を実施します。
- ③ 避難所の耐震診断結果により、避難所の整備や見直しを検討し、公民館などの避難施設への備蓄品の整備を行います。
- ④ 気象観測装置の有効活用を図り、気象情報の収集に努めます。

(3)地域防災計画の定期的な見直し

- ① 災害対策基本法、国民保護法、県地域防災計画などに基づき、災害に対応できるよう計画の定期的な見直しを行います。

(4)消防体制の充実

- ① 働きながら活動しやすい消防団組織のあり方を検討し、消防団員の確保に努めます。
- ② 消防車両や資機材の計画的な整備・統合・更新を実施し、消防力の強化に努めます。
- ③ 松本広域消防局と連携し、消防団活動の充実を図ります。

(5)交通安全意識の啓発

- ① 警察署及び交通安全協会と連携し、交通事故類型などに即した啓発活動や安全運転意識の高揚を推進します。
- ② 関係機関、保育園、学校、地域がそれぞれ連携を取りながら、地域ぐるみの交通安全活動を推進します。
- ③ 危険か所の点検により、計画的な交通安全施設の整備を図り、交通事故の防止に努めます。

(6)防犯意識の醸成

- ① 防犯協会や関係機関と連携し、防犯パトロールの強化に努めるとともに、地域一丸で安心して暮らせる環境づくりの実現を目指します。
- ② 不審事案などは、防災行政無線により速やかに住民へ情報提供を行います。

(7)老朽防犯灯の更新及び新設

- ① 老朽化した防犯灯のLED化や新設を計画的に進めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
自主防災組織(設立率)	20団体(80%)	21団体(100%)
公民館などへの災害備蓄品の配備	10施設	23施設
地域強靱化計画策定 注1)	—	策定
消防団員数	254人	275人
交通事故発生件数	55件	0件
防犯灯のLED化率	23.0%	60.0%

注1)どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画

4 関連する計画等

- 地域防災計画
- 職員災害対応マニュアル

第7節 消費生活の安全

1 現状と課題

高齢者世帯の増加により、悪質商法などの被害が増加しています。被害を未然に防ぐための施策が必

要です。

2 施 策

(1)高齢者等への情報提供

- ① 公民館が開催するシニア大学や社会福祉協議会のふれあいサロンなどで、振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法についての研修会を開催します。
- ② 長野県消費生活センターと連携し、被害防止のための情報提供を行います。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
振り込め詐欺防止等の研修会の開催	— 	2回

第3章 【自然環境の保護】

— 豊かな自然環境を守り、心安らぐ癒しのむらづくり —

第1節 森林整備

1 現状と課題

村面積の83%を占める森林は、木材価格の低迷と林業の担い手不足などから、手入れがされない荒廃森林が増加し、有害獣のすみかとなっているほか、大規模な災害の元凶となる可能性もあります。また、マツクイムシによる松枯れ被害が拡大し、現在のところ処理が追いつかない状態です。緊急課題として、将来にわたる森林計画が必要です。

2 施策

(1) 松枯れ対策

- ① 伐倒燻蒸処理、薬剤散布、樹幹注入などにより、被害区域の拡大防止を図ります。
- ② 松枯れの倒木により被害の恐れがある主要道路沿いや人家の周辺などの区域を設定し、計画的な伐倒処理を行います。

(2) 森林整備

- ① 所有者が行う森林の整備を支援します。
- ② 水源涵養機能^{注1)}、災害防止機能を維持するため、森林の整備を進めます。

注1) 森林が根幹部に降った雨水を蓄えておくことで、洪水、渇水の幅を少なくし、河川の一定流量を保つ機能。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
松枯れによる支障木の伐採	1ha	3ha
森林造成事業補助	1団地	2団地

4 関連する計画等

- 筑北村森林整備計画(H28年度～H37年度)
- 地区実施計画(森林病虫害等防除法第7条の10)

第2節 地域資源の活用

1 現状と課題

環境にやさしい循環型社会を作るために、住民や事業者一人ひとりが環境保全への理解を深め、自発

的に取り組むことが求められています。

2 施 策

(1)自然エネルギーの活用

- ① 松枯れ材などの有効利用について検討します。
- ② 間伐材などの未利用資源を活用した木質バイオマスエネルギーの導入について検討します。
- ③ 太陽光発電システムの設置を支援します。

(2)里山のトレッキングコース等の整備

- ① 既存のコースの維持管理も含め、トレッキングコースの整備を行います。
- ② 他の市町村との連携により、観郷ウォークを広域的に実施できる整備や調整を行います。

3 目標値

項目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
松枯材などのバイオマスエネルギー化	—	200m ³
太陽光発電システム設置数	5件	10件

4 関連する計画等

- 筑北村環境基本計画(H24年度～H33年度)

第3節 ごみ処理対策

1 現状と課題

大量生産、大量消費の社会システムは、温暖化などの大規模な環境問題を引き起こしています。地球環境への負荷を低減するため、ごみの分別処理や減量化に取り組むことが必要です。

2 施 策

(1)ごみの減量等

- ① ごみ問題への問題意識を高め、分別の徹底を図ります。
- ② 家庭での生ごみのたい肥化への支援を行います。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
一般家庭可燃物排出量	576トン	564トン
※1世帯が1か月に削減する家庭ごみの量	—	ペットボトル1本 約500g

4 関連する計画等

●筑北村環境基本計画(H24年度～H33年度)

第4節 公害防止対策

1 現状と課題

快適で自然豊かな環境を維持していくためには、長野自動車道の騒音や工場などから発生する排気、悪臭、排水、また家庭から排出される雑排水を監視するなど、総合的な公害防止対策を継続的に行っていく必要があります。

2 施策

(1)公害対策

- ① 長野自動車道の騒音、河川の水質検査、工場等からの排気、悪臭について、定期的な測定や検査を行い、その結果を公表していきます。
- ② 関係機関との連携により、監視指導体制の強化を図ります。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
調査結果の住民への公表 河川水質検査	—	1回
長野道騒音調査	—	1回

4 関連する計画等

●筑北村環境基本計画(H24年度～H33年度)

第4章 【産業の振興】

— 観光・交流と農業を中心に独創性ある産業が育つむらづくり —

第1節 農林業の振興

1 現状と課題

農業従事者の高齢化や担い手不足から、遊休荒廃地の拡大が懸念されます。また、有害獣による農作物被害も大きな課題です。

松枯れの被害木を含む森林資源の有効活用と、里山を活用した地域内循環システムの構築が求められています。

2 施策

(1) 農作業受託組織、生産組織の育成強化

- ① 農作業受託組織・生産組織の育成、法人組織の検討などにより農業の担い手の確保を図ります。
- ② 計画的な水路等の改修を行うほか、農家が自ら行う施設整備への助成を行います。

(2) 農業6次産業化の調査研究

- ① 農業の6次産業化を推進し、幅広い就労機会を創出します。
- ② 筑北米など農産物の地域ブランドの立ち上げを支援します。

(3) 遊休荒廃地の有効利用

- ① 農地の賃貸借の活性化を支援し、遊休荒廃農地の有効利用を図ります。
- ② 農林産物の地産地消を促進します。
- ③ 荒廃地解消のための奨励作物について、関係機関などと調査や検討を行います。

(4) 有害獣対策の推進

- ① 猟友会と連携し、有害獣対策を推進します。
- ② 野生動物とのすみわけのため、里山の整備による緩衝帯について研究します。

(5) 里山整備と有効活用

- ① 森林整備計画に基づく整備を行います。
- ② 平成31年度までに林地台帳の整備と住民への公開を行います。
- ③ 計画的な松枯れ対策を実施します。

(6) 森林GIS整備

- ① 森林GIS^{注1)}整備を実施し、森林施業の団地集約化を支援します。

注1) 森林簿などの森林の基本情報をデジタル処理し、これまでの図面や帳簿を一元管理するシステム

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
農作業受託組織	6組織	7組織
新規特産品開発数	—	1品
遊休荒廃地の面積	80ha	75ha
有害獣捕獲数 シカ イノシシ	300頭	550頭
	70頭	120頭
森林整備面積	5ha	5ha

4 関連する計画等

- 長野県基盤整備地区活性化計画(H25年度～H32年度)
- 農業振興地域整備計画
- 筑北村森林整備計画(H28年度～H37年度)
- 地区実施計画(森林病虫害等防除法第7条の10)
- 筑北村鳥獣被害防止計画(H27年度～H29年度)

第2節 商工業の振興

1 現状と課題

商店主の高齢化や施設の老朽化、村外大型店への買い物客の流出により、商業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。工業では下請け企業が多く、景気に大きく左右される状況に置かれています。商工会との連携による商工業者の育成が求められています。

2 施 策

(1)商工会等との連携

- ① 商工会と協力し、商工業者の育成・支援を図ります。
- ② 産業後継者の育成や新商品の開発を支援し、地域産業の活性化を図ります。

(2)農業6次産業化の推進

- ① 農業の6次産業化を推進し、幅広い就労の機会の創出を支援します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
商工業新規創業者数	—	1人
新規特産品開発数(再掲)	—	1品

第3節 観光振興

1 現状と課題

村内に点在する観光資源と豊かな自然が残る村の原風景を、点から線、線から面へと展開することにより、筑北村ならではのブランドを確立していくことが必要となっています。

2 施 策

(1)農村体験型観光の推進

- ① 修学旅行生などを対象に、ありのままの自然や農村を体験してもらう農村交流体験事業をはじめとする農村体験型観光の推進を図ります。
- ② 農村体験受け入れ家庭のネットワーク化を進め、農家民宿などを支援します。
- ③ 他の市町村との連携により、観郷ウォークを広域的に実施できる整備や調整を行います。
- ④ フットパス^{注1)}の里づくりを目指した、コースづくりを進めます。

注1) イギリスを発祥とする地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことのできる小径

(2)体育施設を活用した合宿の誘致

- ① 人工芝のサッカー場や野球場をはじめとする体育施設を活用し、大会や合宿を誘致します。
- ② 大会や合宿の誘致により、地域の経済効果の向上を図ります。

(3)インターネットを活用した観光PR等

- ① 村ホームページの充実により魅力的な情報発信に努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
農村体験修学旅行の受入	2校	3校
フットパスのコース	—	15コース
スポーツ合宿	30件	60件
誘致するスポーツ大会	—	15件

第4節 起業支援

1 現状と課題

様々な条件から工場などの企業誘致は容易ではありません。施設の統廃合により生じる空き公共施設を活用するなど、実現可能な起業支援についての検討が必要です。

2 施策

(1) 創業支援事業計画による支援など

- ① 創業支援事業計画について、中小企業庁の認可を受けることにより、起業希望者への様々な支援策の活用を図ります。
- ② 地域の特性を生かした企業誘致を積極的に行います。

(2) 空き公共施設活用の検討

- ① 公共施設の統廃合により生じる空き施設の民間利用について積極的に検討します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
創業者への支援	—	1件
空き公共施設への企業誘致	—	1件

4 関連する計画等

- 創業支援事業計画 (H28年度申請・H29年度認定予定)
- 公共施設等総合管理計画 (H28年度～H37年度)

第5章 【教育・文化の充実】

— 歴史と文化を継承し創造する心豊かな人を育むむらづくり —

第1節 子ども支援の充実

1 現状と課題

少子化、核家族化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。家庭や地域で安心して子どもを育てることができるよう、子ども支援のための体制の構築や環境づくりが必要となっています。

2 施策

(1) 子どもサポートノートの活用

- ① 子どもサポートノートにより、医療・保健・福祉及び教育等の各機関と保護者が情報を共有し、一人ひとりの育ちに対する一貫性のある支援を実現します。

(2) 子ども保育・教育相談の推進

- ① 子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対応するため、子ども保育・教育相談の活用、相談ホットラインなどによる相談・支援を行います。

(3) 放課後児童健全育成事業等の充実

- ① 子育て家庭が地域でいきいきと暮らせるように、地域の子育て支援ネットワークの構築、子育てグループの支援、児童館及び子育て支援センター事業の充実、放課後児童クラブ活動の充実を図ります。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
教育相談利用件数	218件	109件
教育相談ホットライン利用件数	103件	120件

4 関連する計画等

- 筑北村子ども・子育て支援事業計画(H27年度～H31年度)

第2節 保育環境・幼児教育の充実

1 現状と課題

保育ニーズの増大と多様化などにより、保育園の果たす役割は年々増加しています。また、少子化が進むなかでは、子どもたちが多くの人と直に接し、触れ合うことができる機会や場を増やしていく必要があります。

2 施 策

(1) 保育環境の充実

- ① 3歳以上児の保育料の無料化や保育時間の延長など多様な保育ニーズに対応します。
- ② 共働き世帯、ひとり親世帯などに対応する柔軟な保育支援の充実を行います。

(2) 外国語活動など特色ある教育環境の充実

- ① 柳澤運動プログラム(運動あそび)、外国語活動(英語とともだち)、信州やまほいくなどの体験活動を保育に取り入れるとともに、地域住民との交流を積極的に進めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
外国語活動年間実施回数 保育園	11回	12回
未就園児	6回	10回

4 関連する計画等

- 筑北村子ども・子育て支援事業計画(H27年度～H31年度)

第3節 学校環境・学校教育の充実

1 現状と課題

児童数・生徒数が減少する中で、最良の教育環境を整えるため、懸案である学校の統合を進める必要があります。

基礎学力の向上を中心に、地域の人材、自然、文化を活用した特色ある学校づくりを目指すとともに、特別に支援を要する子どもたちに寄り添った教育を推進していく必要があります。

2 施 策

(1) 小学校と中学校の統合などの推進

- ① 教育環境の充実を図るため、小学校の統合と坂井地域生徒の聖南中学校への登校を目指します。

(2) 特色ある教育環境の充実

- ① 地域が持つ教育力の積極的な活用を図り、豊かな人間性と社会性を育成する教育を進めます。
- ② 外国語活動などの特色ある教育環境の充実に努め、確かな学力を身に付けることができる教育を進めます。

(3) 特別な支援が必要な児童・生徒、保護者への支援

- ① 発達障がい児の早期支援に努めるとともに、保護者への支援を行います。
- ② 障がい児の可能性を十分に伸ばし、自立して社会参加できるように、巡回こども教育相談の充実や相談窓口の開設など教育相談事業の充実を図ります。

(4) 学校施設の長寿命化計画の策定

- ① 学校施設の長寿命化を図るため、長期的な修繕計画を策定します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
小学校での地域体験学習	10回	12回

4 関連する計画等

- 筑北村子ども・子育て支援事業計画(H27年度～H31年度)

第4節 歴史・文化の継承

1 現状と課題

村内には数多くの文化財や伝統文化があります。これらの保存や理解を深めることにより、次の世代に伝承していくことが求められています。

2 施 策

(1)歴史民俗資料館・考古資料館の活用

- ① 現在十分に活用されていない資料館のあり方を施設の統合も視野に入れ検討します。
- ② 学習会の開催や案内ボランティアの育成を進め、村の文化歴史の拠点としての活用を図ります。

(2)文化財の調査、研究

- ① 地域固有の文化財、記念物、伝承芸能などの歴史・伝統文化資源を活用した様々な文化活動を支援します。
- ② 文化財の保存や継承を支援します。
- ③ 修那羅石仏群、青柳宿、立峠を村の重要な史跡と位置づけ、住民との協働により重点的に調査研究を行い、必要に応じた保護と整備を行います。

(3)学習会、勉強会の開催

- ① 地域にとって重要な財産である村の歴史や伝統文化を、住民が知り、学ぶことができる機会の提供に務めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
歴史民俗資料館・考古資料館来館者	14人	50人
歴史学習会開催回数	—	4回
文化財案内人(生涯学習ボランティア)の育成	9人	15人

4 関連する計画等

- 生涯学習基本構想(H29年度～H38年度)
- 生涯学習前期基本計画(H29年度～H33年度)

第5節 人権尊重社会の推進

1 現状と課題

近年、子どもへの虐待、ドメスティックバイオレンス(DV)などが大きな社会問題となっています。人権尊重社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権についての啓発活動を行うことが必要です。

2 施策

(1)人権教育の推進

- ① 子どもから大人まで一人ひとりが、人権を自分の問題と受け止め、互いの人権を尊重することのできる教育を推進します。
- ② 地域社会づくりへ男女が共同参画できるよう、支援体制の充実と人材育成に努めます。
- ③ 人権尊重社会の実現に向け、意識啓発を図ります。

(2)相談体制の充実

- ① 「いじめ等対策連絡協議会」や教育相談窓口などを実効あるものにしていくとともに、関係機関との連携強化を図ります。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
人権講演会参加者	50人	100人

4 関連する計画等

- 第二次筑北村男女共同参画計画(H28年度～H32年度)

第6節 生涯学習の推進

1 現状と課題

心の豊かさや潤いを求めるために、生涯にわたった学習のニーズが高まっています。学習意欲に適切に答えていくためには、情報の提供をはじめ学習支援体制の充実が求められています。

2 施策

(1)生涯学習環境の充実

- ① 住民が生涯にわたり学習しやすい環境づくりを行うために、生涯学習環境の充実と施設間のネットワーク化を図ります。
- ② 各年代が求めている講座や学習会の把握を行い、参加者が満足感や達成感を持てるような事業を開催します。

(2) 図書館の活用

- ① 公共図書館としての蔵書や資料の充実のほか、生涯学習の拠点として機能強化を図り、幅広い世代が「学び」「集える」場を提供します。

(3) 生涯学習ボランティアの育成

- ① 地域の中の人材を発掘し、つなげることにより、生涯学習ボランティアの活動の活性化を支援します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
図書館利用者	延 2,437人	延 5,000人
生涯学習ボランティア登録者	30人	40人

4 関連する計画等

- 生涯学習基本構想(H29年度～H38年度)
- 生涯学習前期基本計画(H29年度～H33年度)

第7節 スポーツ活動の推進

1 現状と課題

健康維持や体力づくりはもとより、希薄になりがちな地域住民の交流の場としても地域でのスポーツ活動は欠かせません。誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

2 施策

(1) スポーツによる健康づくりの推進

- ① 全ての住民が年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような環境づくりを推進します。

(2) 筑北スポーツクラブの活動

- ① 運動教室等の開催により、子どもから大人までが、いつでも気軽にスポーツに参加できる機会を提供し、健康増進を図ります。
- ② 幼児期から中学生までの体育・運動指導を行います。
- ③ 村内の体育施設や自然環境を活用したイベントなどを計画し、スポーツを通じた村内外の参加者の交流を推進します。

(3) 施設を活用した大会の誘致

- ① 人工芝のサッカー場や野球場をはじめとする体育施設を活用し、大会や合宿を誘致します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
スポーツ教室の開催	—	450回 ※筑北スポーツクラブ 主催を含む
スポーツ大会の開催	25回	50回
スポーツ合宿(再掲)	30件	60件

4 関連する計画等

- 生涯学習基本構想(H29年度～H38年度)
- 生涯学習前期基本計画(H29年度～H33年度)

第6章 【住民参加・交流促進】

— 住民が主体となった交流や連携のむらづくり —

第1節 住民と行政の協働による取り組み

1 現状と課題

地方自治体を取り巻く環境の変化から、これまで行政主導で行ってきたむらづくりは、住民が主体となる協働での取り組みへシフトしていくことが必要となっています。そのため、住民と行政が情報や課題を共有し、むらづくりを進めていくことが求められています。

2 施策

(1) 協働事業支援金制度の推進

- ① 住民の自主的な活動を促進するため、協働事業支援金などによる支援を行います。
- ② 積極的な行政情報の提供に努め、共通認識を高めることで、住民と行政が一体となって進めるむらづくりの推進を図ります。

(2) 地域の人材の育成

- ① 住民の自主的な社会参加活動を促進する人材及び組織の育成に努め、むらづくりについて意見交換や活動しやすい環境づくりに努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
協働事業支援金活用事業数	11件	20件

第2節 集落環境

1 現状と課題

人口減少や高齢化から、存続が危ぶまれたり活動の停滞が懸念される常会も見られるようになってきました。住民みんなが安心して暮らせる地域を存続するためにも、お互いが支え合い、集落を維持する環境を整えていく必要があります。

2 施策

(1) 職員集落担当制の充実

- ① 地域の問題解決のため、自助(地域住民)、共助(地域住民と行政の協働)、公助(行政)の役割分担を明確にし、地域の課題の分析やその解決策の話し合いなど、地域に入り込んだ職員集落担当制による積極的な支援を行います。

(2) 常会等の活動、統合の支援

- ① 住民にとって身近な常会組織の活動を充実させるため、組織を維持できない常会の統合について支援を行います。
- ② 区や常会等の役員の負担軽減のため、行政が依頼する業務の見直しを検討します。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
職員集客担当による区での会議の開催	平均3回	5回 ※行事、作業参加を含む

第3節 交流促進

1 現状と課題

地理的な条件から、住民の交流が特定の範囲の中に限られている場合があります。村全体としての交流活動を推進していく必要があります。

農産物の生産と消費など、地方と都市とは本来密接な関係があります。農業体験などの滞在型交流を通じて、地域の活性化が図られることが期待されます。

平成27年度に開校した日本ウェルネス高等学校信州筑北キャンパスの特色ある活動を通して、住民と生徒の新たな交流機会が生まれています。学校、住民、行政との連携による地域の活性化が期待されています。

2 施 策

(1) 文化・スポーツ活動による村内地域の幅広い交流

- ① 筑北スポーツクラブ等と連携した事業により、地域や世代を超えた幅広い交流を図ります。
- ② 地域ごとに活動する各種グループがつながることのできる環境づくりを進めます。
- ③ 公共施設を交流拠点として整備し、積極的な交流を図ります。

(2) 滞在型農村体験による都市部住民との交流促進

- ① 住民が主体となって行う農村体験活動への支援を行います。
- ② 田舎暮らし案内人の育成を図ります。
- ③ 外に向かっての情報発信力を強化します。

(3) 日本ウェルネス高等学校信州筑北キャンパスとの連携・交流

- ① 日本ウェルネス高等学校と連携した事業により、生徒と住民の交流促進や地域の活性化を図ります。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
農村体験修学旅行の受入(再掲)	2校	3校
田舎暮らし案内人 (移住サポーター)	—	5人

第7章 【行財政運営】

— 明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり —

第1節 行政運営

1 現状と課題

地方分権の推進により、本来の地方自治の確立が求められています。そのためには着実な行政改革への取り組みと職員一人ひとりが使命感を持って問題解決に取り組んでいく必要があります。

2 施策

(1)行政改革の推進

- ① 効果的で効率的な行政運営を推進するため、計画的な行政改革を進めると同時に、事務事業評価のあり方を検討します。

(2)定員適正化計画に基づく適正な人員配置

- ① 職員の定員管理適正化計画に基づいた適正な人員配置に努めます。
- ② 定期的な職員研修や人事評価制度により職員の資質向上に取り組みます。

(3)公共施設統廃合の実施

- ① 人口や財政規模に見合った、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設統廃合の実施計画を策定し、早期に着手します。

(4)業務継続計画(BCP計画)の策定

- ① 災害などの緊急事態が発生した際の事業の継続や復旧を図るための計画を策定し、有事に備えた行政運営に努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
村一般職員数	95人	80人
公共施設統廃合実施計画	—	策定済み

4 関連する計画等

- 定員適正化計画(H28年度～H32年度)
- 公共施設等総合管理計画(H28年度～H37年度)

第2節 情報発信

1 現状と課題

住民と行政との協働による村づくりには情報の共有化は不可欠です。村のホームページにより情報を提供していますが、紙媒体の広報誌の充実も求められています。また、ホームページの更新が遅いといった指摘もされています。

2 施策

(1)ホームページの充実

- ① 見やすくわかりやすい、速やかな更新が行われるホームページの運営に努め、情報の共有化が図られる環境づくりに努めます。

(2)広報誌の充実

- ① わかりやすい情報提供に努め、村政運営の透明性を高めます。

(3)魅力ある行政懇談会などの開催

- ① 住民が意見を出しやすく、若者や女性も参加しやすい行政懇談会などの開催に努めます。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
村ホームページへのアクセス数	5,000ユーザー/月	6,000ユーザー/月
行政懇談会参加者	152人	250人

第3節 財政運営

1 現状と課題

歳入の約7割を交付税や国・県からの交付金・補助金に依存し、今後も自主財源の増加を見込むことは困難です。将来にわたって一定の自由度を保ち、その時々住民の意志と責任が反映される財政運営を維持していくために、財政のスリム化が求められています。また、財政の透明性を高めるため、企業会計的な発生主義会計による財務書類の整備と公表が求められています。財務書類は、適切な資産管理や行政コストの分析といった活用が期待されています。

2 施策

(1)財政状況の公表

- ① 財政状況をわかりやすく公表します。
- ② 財務書類を作成し、公表します。

(2)歳入の確保

- ① 庁内の連携をより強め、村税や使用料などの収納体制を強化します。

② 受益者負担の原則に基づく、適切な使用料などのあり方についての検討を継続的に行います。

(3) 歳出の削減

- ① 事業の合理化や事務経費の節減を進めます。
- ② 公債費や人件費、物件費などを抑制し、健全化判断比率を適正数値に保ちます。

(4) 財務書類の活用

- ① 財務書類に係る各種指標を設定し、公共施設のマネジメントなどに活用します。
- ② 行政コスト計算書を活用した予算編成を行います。

3 目標値

項 目	現状値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
財務書類の公表	—	28年度決算を29年度から公開
村税(国保税除く)収納率 現年度課税分 滞納繰越分	99.4%	99.7%
	19.7%	30.0%
一般会計の村債残高	41億9,200万円	40億9,900万円
実質公債費比率	6.7%	12.1%
将来負担比率	—	—
経常収支比率	72.9%	75.0%

4 関連する計画等

- 財政シミュレーション(H28年度～H38年度)
- 第2次総合計画前期基本計画実施計画(H29年度～H31年度)
- 公共施設等総合管理計画(H28年度～H37年度)

(別紙1)

前期基本計画期間の財政シミュレーションについて

1 前提条件の設定

本シミュレーションは、平成29年度から平成33年度までの前期基本計画5年間について、歳入、歳出の費目毎に過去の実績値等を基礎として、普通会計^{注1)}ベースで作成しています。

(1) 歳入

① 地方税^{注2)}(譲与税及び交付金)

地方税等については、過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度を基本に推計しています。

② 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定方法の特例(合併算定替)の終了に向けた段階的な縮減と国勢調査人口を反映させています。また、合併特例債^{注3)}償還に伴う普通交付税算入分を加算して推計しています。

③ 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績を踏まえ、合併市町村補助金による収入分を見込んで推計しています。

④ 繰入金^{注4)}

繰入金については、主要事業の実施等に伴う年度調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

⑤ 地方債

地方債については、過疎対策事業債と臨時財政対策債^{注5)}が現行制度どおりに継続されるものとして推計しています。

注1) 個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっている等のために財政比較や統一的な掌握が困難なことから地方財政統計上統一的に用いられている会計区分

注2) 地方公共団体が、国から与えられた権限により徴収する税金

注3) 合併した市町村が、新しいまちづくりのために行う事業などの経費について、その財源として発行される地方債

注4) 基金の取崩しなど

注5) 国から普通交付税が交付される代わりに、村が地方債として借り入れて確保する一般財源。その元利償還金は全て後年度の普通交付税で手当てされる。

(2) 歳出

① 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制し、一般職員数の削減を見込んで推計しています。

② 扶助費^{注1)}

扶助費については、過去の実績を踏まえ、少子・高齢化等の社会情勢の動向を勘案しています。

③ 物件費^{注2)}

物件費については、過去の実績を踏まえ、財政のスリム化による事務経費削減効果を見込んで推計しています。

④ 維持補修費^{注3)}

維持補修費については、過去の実績を踏まえて推計しています。

⑤ 補助費等^{注4)}

補助費等については、過去の実績を踏まえて推計しています。

⑥ 公債費^{注5)}

公債費については、平成28年度末までの地方債に係る償還予定額に、平成29年度以降に新たに発行する地方債(合併特例債等)に係る償還見込額を見込んで推計しています。

⑦ 繰出金^{注6)}

繰出金については、各特別会計の過去の実績、収支見通しを勘案して推計しています。

⑧ 普通建設事業費^{注7)}

普通建設事業費については、平成28年度における実施計画での補助事業及び単独事業をもとに推計しています。

注1) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種扶助の支出経費

注2) 各種事業の委託料の他、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費などの支出経費

注3) 地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費

注4) 各種団体に対する補助金、一部事務組合に対する負担金など

注5) 地方債の元利償還金に充てる経費

注6) 介護保険、国民健康保険、水道、公共下水道等の公営企業会計に対し支出される経費で、内容的には、公共下水道等にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なもの、基金会計に対する積立金的なものなどがある。

注7) 道路、学校など公共施設の建設に充てる経費

2 歳入歳出の見通し

<歳入>

(単位:百万円)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地方税	392	382	381	379	370
地方交付税	2,320	2,227	2,133	2,039	1,936
地方譲与税等	133	120	103	103	102
国県支出金	473	453	432	418	437
地方債	491	618	603	528	300
繰入金	31	45	72	271	299
使用料・手数料	99	98	97	96	95
諸収入・その他	139	139	156	159	140
歳入合計	4,078	4,082	3,977	3,993	3,679

<歳出>

(単位:百万円)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人件費	750	750	727	710	710
扶助費	333	335	337	338	340
公債費	501	564	620	652	660
物件費	720	706	702	700	699
維持補修費	54	55	56	57	59
補助費等	342	462	463	463	343
繰出金	628	632	611	609	607
普通建設事業費	394	298	250	250	250
積立金・その他	356	280	211	214	11
歳出合計	4,078	4,082	3,977	3,993	3,679

(資料1)

第2次筑北村総合計画の策定経過

時 期	内 容
平成28年 7月11日	職員集落担当制連絡会開催 各区住民からの意見聴取について決定
7月～8月	集落担当チームによる各区への第2次総合計画策定の説明と意見聴取 説明資料等 ・第2次総合計画の策定にあたって ・第1次総合計画後期基本計画検証結果 ・第2次総合計画策定スキーム ・地区別人口構成割合
10月20日	総合計画骨子案作成
10月28日	第1回総合計画審議会開催 委嘱状交付、骨子案の説明
11月7日 ～10日	行政懇談会での総合計画概要説明
11月25日	総合計画原案作成
11月30日	第2回総合計画審議会開催 総合計画(案)について諮問、委員による自宅審議開始
12月5日～ 平成29年 1月4日	総合計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)実施
1月17日	第3回総合計画審議会開催 委員自宅審議・パブリックコメントによる計画案の修正について審議
2月10日	第4回総合計画審議会開催 総合計画(案)の諮問に対する答申
3月7日	村議会3月定例会に総合計画(正案)提出 3月17日の議決をもって正式決定

(資料2)

○筑北村総合計画審議会条例

平成18年9月22日 条例第28号

改正

平成21年3月9日 条例第2号

平成28年9月30日 条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、筑北村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、筑北村の長期的な総合計画に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員18名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 村の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他村長が必要と認める者

(役員)

第4条 審議会に会長1名、副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は審議会の全ての事務を取りまとめ管理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開く ことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月9日 条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日 条例第26号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(資料3)

第2次総合計画審議会委員名簿

(任期:平成28年10月28日～平成31年10月27日)

(敬称略)

条例上の区分		氏 名	備 考
1号	議会議員	山田 壽	
1号	議会議員	佐藤 文男	
1号	議会議員	山崎 広道	
2号	教育委員会委員	萬井 路花	副会長
3号	農業委員会委員	市川 修	
4号	公共的団体の役員・職員	若林 秀幸	
4号	公共的団体の役員・職員	宮坂 忠昭	
4号	公共的団体の役員・職員	飯島 泰徳	
4号	公共的団体の役員・職員	前山 武雄	
5号	学識経験者	山崎 貞子	
5号	学識経験者	若林 敬子	
5号	学識経験者	宮入 政子	
6号	村長が認める者	西村 廣	～平成28年11月30日
		一ノ瀬憲昭	平成28年12月1日～
6号	村長が認める者	小松 知寛	
6号	村長が認める者	山田 達雄	会 長
6号	村長が認める者	宮坂 宗則	
6号	村長が認める者	宮澤 勝文	
6号	村長が認める者	村山 吉郎	

(資料4)

28 筑企第 345 号
平成 28 年 11 月 30 日

筑北村総合計画審議会
会長 山 田 達 雄 様

筑北村長 関 川 芳 男

第2次筑北村総合計画について(諮問)

第2次筑北村総合計画を策定したいので、筑北村総合計画審議会条例(平成18年筑北村条例第28号)第2条の規程により、貴審議会の意見を求めます。

(資料 5)

平成 29 年 2 月 10 日

筑北村長 関川芳男 様

筑北村総合計画審議会

会 長 山 田 達 雄

第 2 次筑北村総合計画について (答申)

平成 28 年 11 月 30 日付け 28 筑企第 345 号で当審議会に諮問のありました標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申しますので、計画策定及び施策の実施に当たっては、特段の配慮をお願いします。

記

諮問のあった第 2 次筑北村総合計画は、第 1 次筑北村総合計画の基本構想で定めた 7 つの大綱を今後さらに 10 年間引き継ぐことにより、さらなる連携と住みよいむらづくりをめざした計画であると認めます。

その中であって、少子高齢化の急速な進行や持続可能な行財政基盤確立の必要など筑北村を取り巻く状況を住民と行政が共通認識し連携をすることが、安心して活力があふれるむらづくりにつながっていくものと考えます。

については実効ある計画の実現のため、次の点について特に配慮をお願いするものです。

1. 必要な施策は的確に実施しうる計画であること

出生率の低下や人口流出による人口減少、松枯れによる森林の荒廃、介護保険法の改正による地域の支え合い体制づくりなど、これらはいずれもが村が抱える緊急の課題である。各施策を実施するにあたり、実効性のあるものとすると同時に、第 2 次総合計画前期基本計画最終年度である平成 33 年度の目標数値に向け、継続的な進捗管理を行うこと。特に、前期基本計画重点プロジェクトに位置付ける「筑北村まち・ひと・しごと総合戦略」は、人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた指針であることから、施策の実施について全庁的に取り組むこと。

2. 財政推計に基づく住民と共有できる計画であること

施策を実施するうえで、必要な財源を確保することが重要であるが、普通交付税の合併算定替えの縮減が平成 28 年度からすでに始まり、平成 33 年度からは一本算定となるなど村は非常に厳しい財政状況にある。ついては、将来展望と財政状況及び施策の住民への情報公開を徹底し、共有できる環境づくりに努め、住民と行政の協働体制を推進すること。

以上

(資料6)

「第2次筑北村総合計画(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の状況及び対応結果

1 パブリックコメント(意見募集)の概要

(1) 募集期間

平成28年12月5日(月)～平成29年1月4日(水)

(2) 募集方法

総合計画(案)を役場及び支所に配置するとともに村のホームページに掲載し、意見募集用紙を持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出していただくこととしました。

(3) 意見提出件数

1名の方から4件の意見をいただきました。

2 意見の内容と村の対応・考え方について

お寄せいただいた意見に対し、下記のとおり対応しました。

【対応欄の凡例】

A・・・計画(案)を修正

B・・・計画(案)に文章又は字句などを追加

C・・・「村の考え方」欄により修正なし

No.	頁	パブリックコメント(ご意見等)	対応	村の考え方
1	19	5節(1)～(3) 村の活力維持や財政改善のためには、人口増加対策が非常に重要であり、目標数値平成33年度4,297人は必達事項であると思います。毎年100人の人口減少が続いているとのことですので、策を講じなければ、平成27年度の4,730人は、平成33年度には4,130人となり、目標値との差は160人ほどとなります。提案の施策だけでは、この160人の差は埋めることは不可能ではないでしょうか。村外からの移住を促進するための強力な施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。	C	平成27年10月に策定しました「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画の前期基本計画重点プロジェクト位置づけています。この総合戦略は、人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた施策の具体化を進める指針となるもので、5つの基本目標に対してそれぞれの取り組みが記載されています。ご意見の人口減少への対策につきましては、この前期基本計画重点プロジェクトで対応いたします。
2	28	3節(2)① 施策に「大会や合宿を誘致します。」とあります。目標値に「誘致スポーツ大会数」を追加するのがよいと思います。	B	村が誘致するスポーツ大会の目標値を記載します。 (追加) 誘致スポーツ大会数 現状値：－ 目標値：15件
3	31	3節(1)① こと教育に関してはあくまでも児童、生徒を主体に考え、負荷が少なく将来にわたって効果が見込める施策をとるべきだと思います。提案の施策は、小学校新入生が中学を卒業する10年先にも支持される内容とお考えでしょうか。統合について、麻績村も含め筑北地域全体で考えなくてはならない時期に至っているのではないのでしょうか。	C	小学校の児童数減少による複式学級への移行などの課題を解消するため、小学校統合は喫緊の課題で、早急に実施する必要があります。教育委員会の提言書では、中学校について、今後は筑北地域での学校が必要とされていますが、前期基本計画期間中(平成29年度～33年度)は困難と考えます。
4	38	1節(3)① 目標値に「公共施設統廃合実施計画」は平成33年度に策定とあります。公共施設の統合は、第一次筑北村総合計画後期基本計画に従って、ある程度まで検討されていると思います。維持管理経費を低減して財政に負担をかけないために、もう少しスピード感をもって策定し、前期基本計画期間中に統廃合実施に着手すべきではないのでしょうか。	A	ご指摘のとおり、早期に公共施設の統廃合に着手する必要があります。計画案の目標値の表現では平成33年度に公共施設統廃合実施計画を策定すると読み取れるため、目標値を「策定済み」と変更するとともに、施策についても早期に着手することを書き加えます。 (修正) (3)①公共施設等総合管理計画に基づく、人口や財政規模に見合った実施計画を策定し、早期に公共施設の統廃合に着手します。